

第 12 回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和 4 年 5 月 31 日（火）
9 時 25 分から 10 時 46 分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 16 名
農地利用最適化推進委員 13 名
- 4 欠席委員・・・3 名 田端功委員、平賀祐史委員、谷元英昭委員
- 5 議事
議案第 1 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 2 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 4 号 農用地利用集積計画について
- 6 農業委員会事務局 局長・次長・水元・日高・碓井

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:25	議 長	皆さん、おはようございます。 時間となりましたので、ただ今から、第 12 回日南市農業委員会総会を開会いたします。2 番田端功委員、14 番平賀祐史委員、15 番谷元英昭委員より欠席届が提出されています。ただ今の出席農業委員は 16 名、農地利用最適化推進委員は 13 名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に 3 番河野正信委員、4 番作本眞悟委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。

議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。議案第1号から議案第4号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
事務局	それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました3件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号1番から3番は経営規模拡大のためとなっております。 次に、議案第2号、農地法第4条の許可申請について、県知事への申請がありました5件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番は農業用車庫兼倉庫用地のため、受付番号2番、3番は植林のため、受付番号4番は一般個人住宅用地のため、受付番号5番は牛舎及びロール置場用地のためとなっております。 次に、議案第3号、農地法第5条の許可申請について、県知事への申請がありました14件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が13件で、受付番号1番から5番、8番から11番、13番、14番は植林のため、受付番号6番は住宅分譲用地のため、受付番号12番は倉庫及び個人住宅用地のためとなっております。使用貸借権設定が1件で、受付番号7番は一般個人住宅用地のためとなっております。 次に、議案第4号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、9件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が1件、更新の利用権

10:04	事務局	設定が5件、所有権移転が2件、中間管理権設定が1件となっております。以上、説明しましたが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	事務局	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室1、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室2、北郷地区は会議室3、南郷地区は会議室4でお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は10時05分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請について3件の審議をお願いします。受付番号1番、2番について、担当委員より報告願います。
	井 上 (英)	はい、13番井上です。受付番号1番、2番について、譲受人が同じですので一括して説明します。5月24日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。譲渡人には5月26日電話での確認を行いました。受付番号1番の申請地は、大窪地区南平で、譲受人の経営している農産物販売所より宿之河内地区方面へ約800m進んだ市道沿いの左手にあります。譲渡人は宮崎市在住で約2年前まで年2回の管理をされていたとのこと。今回譲受人から相談があり譲渡することにしたそうです。受付番号2番の申請地は、農産物販売所より西へ柑橘園地帯を約1km進んだ道沿いの右手にあります。譲渡人は約4年前まで会社員でしたが、あまり管理しておらず、今回譲受人

10 : 07	井 上 (英)	の相談を受け譲渡することにしたそうです。譲受人はマンゴー、柑橘生産をしている認定農業者です。また、農産物販売所を経営しております。取得後は、整地し梅を植栽し生産販売するとのこと。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番について担当委員より報告願います。
	池 田	はい、11 番池田です。受付番号 3 番について説明します。5 月 23 日、5 月 26 日、譲受人、譲渡人と現地確認しました。申請地は、南郷町賛波地区で、県道 448 号線を南郷から幸島方面へ向い、賛波中バス停車前を右へ約 100m 登った畑の一面です。譲受人は、柑橘と米栽培を営んでおり、申請地の隣に自分の農地があり、作業にも便利ということで経営規模拡大です。譲渡人は離農されるそうです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について 5 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	山 口	はい、16 番山口です。受付番号 1 番について説明します。申請人は高齢で施設に入所されているため、5 月 25 日、代理人に確認の後、申請人の息子さん立会いのもと現地調査しました。申請地は飢肥地区楠原上耕整で、山ノ口交差点付近に広がる田園地帯の一面です。山側の麓に位置します。申請人は平成 8 年頃長男が兼業農家として営農していたため、農機具の車庫及び籾置場として倉庫を建設し、その後平成 10 年に離農し、農機具は処分し現在は車庫兼倉庫として使用しています。今回地目変更がされていないことが判明し、申請に至ったとのこと。許可後は、車庫及び倉庫として使用する

山 口	とのことです。申請地の北側に側溝があり西側と南側は道路、東側は宅地となっており、影響を与える農地はありません。雨水はすべて北側の側溝に排水します。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
杉 本	はい、5 番杉本です。受付番号 2 番について説明します。5 月 28 日、申請人は高齢のため申請人の息子さん立会いのもと現地調査しました。申請地は、細田地区萩之嶺で、萩之嶺バス停から南の滝ヶ平という山の方向へ農道を約 400m 進み、小川を挟んだ右側にあります。長い間耕作放棄地となっており、転用許可の必要性を知らずに申請人がクヌギを植栽したとのことです。他に柿が 3 本とスモモが 4 本植えてあり草刈りもされていました。今後は、クヌギを 10 本程植林し、間伐、草刈り等適正な管理を行いますとのことです。申請地に行く橋、道路はなく農機具が入らないことや、山の麓で湧き水が多く耕作は難しいと思います。許可は問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
作 本	はい、4 番作本です。受付番号 3 番について説明します。5 月 27 日、申請人立会いのもと現地調査しました。申請人は下塚田で農業を営んでいます。申請地は、細田地区下塚田で、県道 3 号線の高田橋から市道を約 1 km 進んだ所から、道のない斜面を徒歩で約 200m 登った所になります。約 70 年前まで田でしたが、その後耕作放棄されていました。今回周囲の山林が伐採され、伐採後の植林と同時に申請地にも植林をしたいということでした。申請地に行く道もなく、傾斜地で、周囲が鳥獣被害に悩まされている土地で農地として活用が困難と思われます。雨水は自然浸透処理し、周囲は山林で影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
田 中	はい、7 番田中です。受付番号 4 番について説明します。5 月 26

10 : 17	田 中	日、申請人立会いのもと現地調査しました。申請地は、南郷町潟上地区で、潟上神社から市木方面へ約 50m 進み、左側の市道に入り約 500m 進んだ弁分という集落の一画です。申請人自宅の隣接地です。現在の住宅は築 100 年が経過し老朽化しており、現住宅の隣の申請地に新築することになったそうです。北側及び南側は宅地で、東側は原野、西側は道路です。北側住宅及び西側にはブロック塀を設け土砂の流出を防ぎます。排水は、申請人の北側宅地から北側水路に排水する計画です。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
	平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 5 番について説明します。5 月 25 日、申請人立会いのもと現地調査しました。申請地は、南郷町下中村地区で、J A はまゆう南郷選果場より潟上方面へ約 500m の右手に広がる田園地帯の一画です。申請人の牛舎と隣接している田です。周りはすべて申請人の管理する田で周囲の耕作者にも迷惑をかけることはないと思われます。自治会との公害防止協定等の書類も添付されており、現在 25 頭の肉用牛を 40 頭まで増頭する計画で、既存の牛舎の増築になります。また、増頭の計画によりロール置場の申請もされています。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	では、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 2 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請について 14 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番から 4 番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6 番金丸です。まず、受付番号 1 番について説明します。5

	金 丸 議 長 三 賢 議 長	月 26 日、譲受人立会いのもと現地確認しました。申請地は酒谷 3 区で、国道 222 号線沿いにある素材生産業者事務所から南へ約 3 km 進んだ山中にあります。譲受人は、造林業を営んでおり、譲渡人からの依頼で譲り受けることになりましたが、名義変更の際地目変更されていないことが判り今回の申請となりました。周囲は山林化しており、今後は山林として適正管理していくとのことです。始末書も添付されています。問題ないと思います。 続きまして、受付番号 2 番、3 番は関連があるので一括して説明します。5 月 29 日、譲受人立会いのもと現地確認しました。申請地は受付番号 1 番の近隣地になります。譲渡人と譲受人とは親戚関係で、譲渡人からの依頼で譲り受けることになりましたが、名義変更の際地目変更されていないことが判り今回の申請となりました。今後も山林として適正管理していくとのことです。始末書も添付されています。問題ないと思います。 続きまして、受付番号 4 番について説明します。5 月 26 日、譲受人立会いのもと現地確認しました。申請地は酒谷 2 区で、国道 222 号線沿いにある日南市役所酒谷支所から南東へ約 1 km 進んだ山中にあります。譲受人からの依頼で所有権移転する際、地目変更されていないことが判り今回の申請となりました。周囲は山林化しており、今後は山林として適正管理していくとのことです。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。 続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。 はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号 5 番について説明します。5 月 25 日、現地確認しました。申請地は飢肥地区吉野方で、飢肥駅から西へ約 4 km の倉掛地区から山間部へ約 1 km 入った切込みの深い谷間です。周囲は山林化しており、農業には不向きな土地です。申請地は相続財産で、親の時代に杉を植林したそうです。始末書も添付されています。譲受人は、素材生産業者で、取得後は杉を伐採、再度植林し適正管理していくとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。 続きまして、受付番号 6 番、7 番について、担当委員より報告願
--	---	---

	議 長	います。
	山 本	はい、17 番山本です。まず、受付番号 6 番について説明します。5 月 28 日に現地調査しました。譲渡人、譲受人共に電話にて確認しました。譲渡人は県外在住の為手放すとのことです。譲受人は不動産業者で、申請地に分譲宅地を 3 区画計画しています。工事にあたっては周囲にブロック塀を設置し土砂等の流出を防止します。汚水、生活排水は、日南市公共下水道へ流します。雨水は道路側溝に流す計画です。問題ないと思います。 続きまして、受付番号 7 番について説明します。5 月 28 日に貸付人立会いのもと現地調査しました。貸付人は借受人の父親です。申請地は、吾田地区西弁分中浦で、中浦公民館から南東へ約 100m の地点です。先月の案件で宅地分譲となった土地の一区画です。東側に農地がありますが、被害を及ぼさないように建築することです。生活排水は合併浄化槽を設置し道路側溝へ流す計画となっています。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 8 番、9 番について、担当委員より報告願います。
	井 上 (友)	はい、1 番井上です。受付番号 8 番、9 番について譲受人が同じですので一括して説明します。受付番号 8 番の申請地は吾田地区上限谷で、上限谷公民館より北へ約 1 km 進んだ箇所より右手に入り車で約 5 分の山中です。5 月 24 日、譲渡人の母親に確認し、5 月 25 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。2 年前に杉の伐採が終わり一部農地であることがわかり今回の申請となりました。始末書も添付されています。今後は適正に山林として管理してきますとのことです。受付番号 9 番の申請地は受付番号 8 番の周辺です。5 月 24 日、譲渡人に確認し、5 月 25 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。こちらも 2 年前に杉の伐採が終わり一部農地であることがわかり今回の申請となりました。始末書も添付されています。今後は適正に山林として管理してきますとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 10 番について、担当委員より報告願いま

	議 長	す。
	南	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。5月26日、譲受人立会いのもと現地調査しました。5月29日、譲渡人に電話で確認しました。申請地は4筆になります。そのうち3筆は吾田地区下隈谷で、国道220号線沿い山王バス停から山王浜の方へ進み踏切を渡った右側の山林になります。もう一筆は、細田地区大堂津一丁目で大堂津小学校グラウンド北側の山林になります。両方とも畑ですが、譲渡人の祖父が地目変更の必要性を知らず杉を植林したそうです。始末書も添付されています。譲受人は、取得後は杉を植林し山林として適正管理していくとのことです。周囲は山林化しており、農地には不向きな土地です。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号11番、12番について、担当委員より報告願います。
	井 上 (英)	はい、13番井上です。まず、受付番号11番について説明します。5月25日、譲渡人に電話で確認し、同日譲受人と現地確認を行いました。申請地は、細田地区大窪で、大窪小学校から串間方面に県道を約200m進み、左折し柑橘園地帯を約500m進んだ左側に広がる山林になります。譲渡人は昭和45年に相続しましたが、当時から杉が植林されていたとのことです。高齢になり管理が出来ない為、譲受人に相談し売却することにしたそうです。譲受人は、伐採後山林として利用していくとのことです。始末書も添付されています。問題ないと思います。 続きまして、受付番号12番について説明します。5月25日、譲渡人に電話確認し、5月24日、譲受人立会いのもと現地確認しました。申請地は、細田地区大窪で、南平橋より宿之河内方面へ約1km進んだ所に市道を挟んで右手に倉庫、左手に居宅があります。申請地は500㎡を超えていますが、土地の状況から土地の有効活用のためにはやむを得ないと思います。譲渡人は平成20年に相続し、現在大阪府に在住し帰京する予定はなく、財産処分を進めていますが、今回譲受人に譲渡することにしたそうです。譲受人は、同地区内に居住しており、居宅が古く急傾斜地に在るため、空家であった申請地に現存する居宅をリフォームし居住したいとのことです。今

10 : 30	井 上 (英)	回、売買契約をするにあたり、登記地目が畑であることが判明し転用申請に至りました。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 13 番、14 番について、担当委員より報告願います。
	作 本	はい、4 番作本です。受付番号 13 番、14 番については申請地が近く譲受人が同じですので一括して説明します。受付番号 13 番、14 番の譲渡人は共に高齢で土地を処分したいとのことです。譲受人は林業を営んでいます。5 月 27 日電話確認し、5 月 28 日譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は、細田地区上塚田で、県道 54 号線から上塚田集落センターに向かって約 600m 進んだ所から東の方へ約 500m 登った所です。受付番号 13 番と 14 番は 50m も離れておらず、同じ頃、約 30 年前に植林されたそうです。約 30 年までは野菜等を栽培していたそうですが、周囲が山林で日照不足や鳥獣被害もあり、転用手続きが必要なことを知らずに杉を植林したそうです。譲受人は伐採後、再度植林する計画だそうです。雨水は自然浸透し、周囲はすべて山林で影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 3 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画について 9 件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番から 3 番について、担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鵜戸地区農地利利用最適化推進委員の平方です。受付番号 1 番から 3 番について借受者と場所が同じですので一括して説

	平 方	明します。なお、受付番号 1 番は新規、受付番号 2 番と 3 番は更新です。5 月 26 日、申請地塚田地区担当の作本委員の協力を得て借受者立会いのもと現地確認しました。申請地は細田地区塚田で、日南駅から県道 436 号線を串間方面へ進み、西弁分交差点から県道 3 号線を約 8 km 進んだ下塚田公民館の前方に位置します。借受者は、東郷地区益安に居住していますが、塚田が出身地で数十年前から当申請地域で農業を営んでいます。居住地からは車で約 15 分かかりますが、申請地はよく整備され耕作されていました。貸付者には電話で確認しました。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番、5 番について、担当委員より報告願います。
	河 野	はい、3 番河野です。まず、受付番号 4 番について説明します。5 月 25 日、現地確認しました。借受者は生産牛、露地野菜生産農家です。貸付者については離農者です。申請地は北郷町郷之原で、北郷小中学校、駐車場東側の高速道路のガードを通過した地点に位置しており、更新であり、管理状況も良好で問題ないと思います。 続いて、受付番号 5 番について説明します。5 月 25 日現地確認しました。借受者は施設ピーマン生産の認定新規就農者です。貸付者は施設園芸農家で以前は申請地で経営していましたが、現在は宮崎市で農業経営をしています。申請地は、県道日南高岡線の J R 踏切手前を右折し約 100m の地点に位置しています。更新で、管理状況も良好で問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 6 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、7 番田中です。受付番号 6 番について説明します。貸付者、借受者は親子関係です。5 月 28 日、借受者に連絡し現地確認しました。申請地は南郷町潟上地区で、潟上小学校から串間方面へ約 3 km の潟上中地区伊崎野集落です。そこに貸付者、借受者の自宅があり自宅周辺に点在する果樹園 10 筆です。更新で問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。

10 : 36	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。それでは、受付番号 7 番、8 番について、担当委員より報告願います。
	歌 津	はい、12 番歌津です。受付番号 7 番、8 番について、譲受人が同じですので一括して説明します。5 月 25 日、譲受人立会いのもと現地確認しました。受付番号 7 番の申請地は酒谷地区で、国道 222 号線を都城方面へ向い、日南市役所酒谷支所の手前約 1.3 km の地点右側に広がる畑の一面です。所有権移転で父親からの贈与です。オクラなどの露地野菜を栽培する予定です。受付番号 8 番について、5 月 25 日、譲渡者、譲受人立会いのもと現地確認しました。申請地は、東郷地区益安で、高速道路日南東郷インターチェンジの南側のハウスです。譲渡者の父親は高齢で本人も単身の為、売買することにしたとのことです。譲受人は現在平山地区と宮浦地区で利用権設定をし、ピーマンを生産していますが、今年生産が終わり次第利用権設定を解消して今回の集積計画に基づいて所有権を移転し、当申請地でハウスピーマンを生産するとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。

10 : 38	議 長	続きまして、中間管理権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 9 番について、担当委員より報告願います。
	谷 口 (宏)	はい、9 番谷口です。受付番号 9 番について説明します。5 月 27 日、貸付者に電話で確認し現地調査しました。申請地は細田地区下方で、農産物直売所から東へ 500m の水田が堤内、西へ 100m の水田が角田、西へ 450m の水田が御堂で合計 3 筆です。申請地には水稻が作付けされておりきちんと管理されていました。借受者は中間管理機構で問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
10 : 39	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。 《報告事項》
11 : 46		終 了

第12回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長 谷 久 彦 

署名委員 河野 正 信 

佐 本 真 悟 